

報告事項才

第5回及び第6回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要について

第5回及び第6回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要について、別紙のとおり報告します。

平成28年4月27日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

第5回及び第6回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要について

平成28年4月27日
博 物 館

美術館整備に係る基本構想案について審議するため、第5回及び第6回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会を開催しましたので、その概要について下記のとおり報告します。

1 第5回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会

- (1) 日 時 平成28年3月28日(月)午後2時から午後4時まで
- (2) 場 所 鳥取県庁第2庁舎 22会議室
- (3) 議 題 運営費等、運営手法、整備手法について
- (4) 主な意見

【運営費等について】

- ・これまでの議論を踏まえて、色々と新しい企画、子ども達のための活動等が事業計画に盛り込まれており、美術館への期待が高まる内容になっている。
- ・鳥根県芸術文化センター「グラントワ」はボランティアで支えられていると聞く。事業計画にはボランティアスタッフの話があるが、そうした取組は積極的に推進すべき。
- ・建物が大きくなっただけで多く展示ができて、多くの入館者が来てくれる訳ではない。今とどのように変わるのか分かるようにして、だからこれ位増えるという計画にすべき。

(事務局)

⇒常設展示室をジャンル別とし、そこで前田寛治、辻晋堂等の代表作品を常設展示することで、それらのファンを全国から引き付けることができると思う。国内外の著名作家の企画展、集客力のあるポップカルチャーの企画展等を数多く開催すること、従来行っていなかったようなタイプの講座やイベントを行うこと、独立した美術館の整備による掘り起こし効果等を見込んでこのような入館者目標としている。

- ・本県ゆかりの作家について、ジャンル別の常設展示室での展示と企画展での紹介の両方を想定しているが、それぞれに相乗効果があるような内容とすべき。
- ・盛りだくさんの事業計画だが、それに比べて職員数が少ない。内容のある事業を続けていくためには、そうした事業を構築・実行する職員が必要。
- ・調査研究費についても、一見それなりの額が計上されているようだが、9人の職員を想定した金額としては決して潤沢ではない。美術館として必要なコアな部分については、しっかり見積もっておくべき。
- ・運営費の試算で一般財源の支出が約1.2億円増加するとされているが、県民の理解は得られるのか。
- ・収支のバランスをとることが重要。収入が減少しても美術館のクオリティーを確保できるよう、ある程度の一般財源は確保する必要がある。

(事務局)

⇒今回提示したのは、県民の皆さんに毎年これ位運営費がかかるということも念頭において美術館整備の是非を考えてもらうための1つのモデルであり、実際にそのようにするという実施プランではないので、そうした点も含めて、今後改めて出前説明会等

を行い、そこでの意見も踏まえて、どの程度増減等すべきか検討したい。

- ・賛助会員、寄附などを積極的に受け入れることや、美術館を異質な会議やイベントの会場として活用してもらうこと等も、これからは重要になると思うが、施設の性質上あるいは制度上そうした対応が中々出来ないという話もよく聞く。財源確保上重要なことなので、柔軟な対応ができるようにすべき。

【運営手法・整備手法について】

- ・指定管理についての検討方向については、概ねこの方向で県民の皆さんの意見等も聞いてみてほしい。(会長)

(事務局)

⇒整備手法については、説明されたように全庁的なPFI検討の対象事業となるので、次回は、その検討状況を踏まえて、基本構想での方向付けを議論していただきたい。

2 第6回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会

- (1) 日 時 平成28年4月25日(月)午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場 所 鳥取県立図書館 大研修室
- (3) 議 題 鳥取県立美術館候補地評価等専門委員会の概要、PFI手法等について
- (4) 主な意見

【美術館建設候補地の評価について】

- ・コンセプトがあつての土地選び。砂丘は景観がいいと評価されているが、景色がいいから観光で人が来るとかということではなくて、企画力が重要。
- ・土地だけの評価は難しい。全体のコンセプトが分からないから決めにくいのではないか。

(事務局)

⇒地元市町村と一緒にあって、地域づくりにも貢献できるように設置運営されるものとすべく、市町村から推薦された候補地について評価して貰っているが、その際、専門委員には美術館の整備構想・コンセプトを説明し、それに基づいて必要とされる機能・規模、そして立地条件等を踏まえて検討して貰うようお願いしている。

- ・子供を呼んでワークショップするとか、そういうことを楽しみにする人もいる。そのように美術館で行う活動を具体的に説明すると県民に理解されるのではないか。

(事務局)

⇒これまで住民説明会等でコンセプト等についても説明してきたが、理解が不十分との報道もあり、県民には十分に伝わっていなかったのかもしれない。事業計画等を示して美術館の具体的な在り方を説明すれば、中身について理解も進むと思う。

また、市町村からも1次評価に対する意見を聞いており、場所の議論も慎重に行つて貰う予定。並行して作業を進めれば、中身を踏まえた議論が進むと期待。

【整備手法(PFI)について】

- ・神奈川県立美術館では、葉山館を建てる際に全国で初めてPFI方式を導入したが、手続きが大変で直営の場合よりも時間が必要になり準備期間が延び、書類の手間も増えた。
- ・美術館はセキュリティ、防災、空調など特殊な要素が絡み、民間事業者はそこまでしなければならないのかと言われる。BOTなので所有権が県に移るのにあと17年かかる。その間にメンテ上の問題が出たとき、当初の要求水準ではカバーしきれなくなる。

【今後の進め方について】

- ・中身の議論がされていないという意見があるが、この委員会でもコンセプト等しっかり議論してきたと思っている。ただ、綺麗にまとまっていてガツンと響くものがないのかもしれない。
- ・フォーラムや意識調査では、美術館がなぜ必要なのから始めるべき。美術館ができることで、住民意識や子供の育ちがどう変わるか、如何に県民がハッピーになるかを示すべき。
- ・県民フォーラムについては、作家が参加して意見を言うようにしてはどうか。知見のある人に可能性を提案してもらう場にするのもいい。
- ・新しい美術館といっても、既存の博物館の美術部門が分離独立するのだから、コアはある。そこから発展して、美術館はどうあるべきかというように、もともとの美術部門の実績啓発も併せて行う必要がある。

(事務局)

⇒提案したのは素案。パネラーの構成、基調講演の内容、会場との意見交換など、いろいろな方法を考えてみたい。

【特色づくりについて】

- ・アートセンターというかコアセンターを作り、それ以外に古民家等も活用してサテライト施設も設けるといったことも議論すべき。掲げてある機能全部を美術館が持たなくていい。収蔵と常設展示はコアセンター、企画展示や教育普及は別の場所でのといったことも考えるべき。
- ・美術館が分散してしまうと興味があるところしか行かなくなる。1か所で勉強ができて発見できるのが良い。古民家等を企画展示会場として利用すればよい。事業計画に位置付けてはどうか。
- ・自分もサテライト的な展開は必要と思うが、それは施設の在り方というよりは事業の仕掛け(ソフト)の方で考えていた。
- ・サテライト的な施設は市町村が考えても良いのではないか。県としては1つの中核施設を構えて、市町村に波及させる形でいくべき。
- ・神奈川県では増設に次ぐ増設で美術館を拡大したが、運営組織を拡大分化させることは、人件費増を嫌って行わなかった。コアとサテライトに機能を分散するなら、それぞれに組織も貼り付けないと機能しなくなるが、それは難しい。
- ・美術館は時代とともに発展していく。分化していけばいいが、今から分化を織り込むのは困難。最初は独立細胞としてしっかりしたものを作るべき。最初から複数とすると、議論が収束するのは難しい。
- ・今計画されている事業が全部美術館でやれるのか。芸住祭などのように他の文化行政部門で対応する部分もあるのではないか。役割分担をどうするかは検討の余地があると思う。

(事務局)

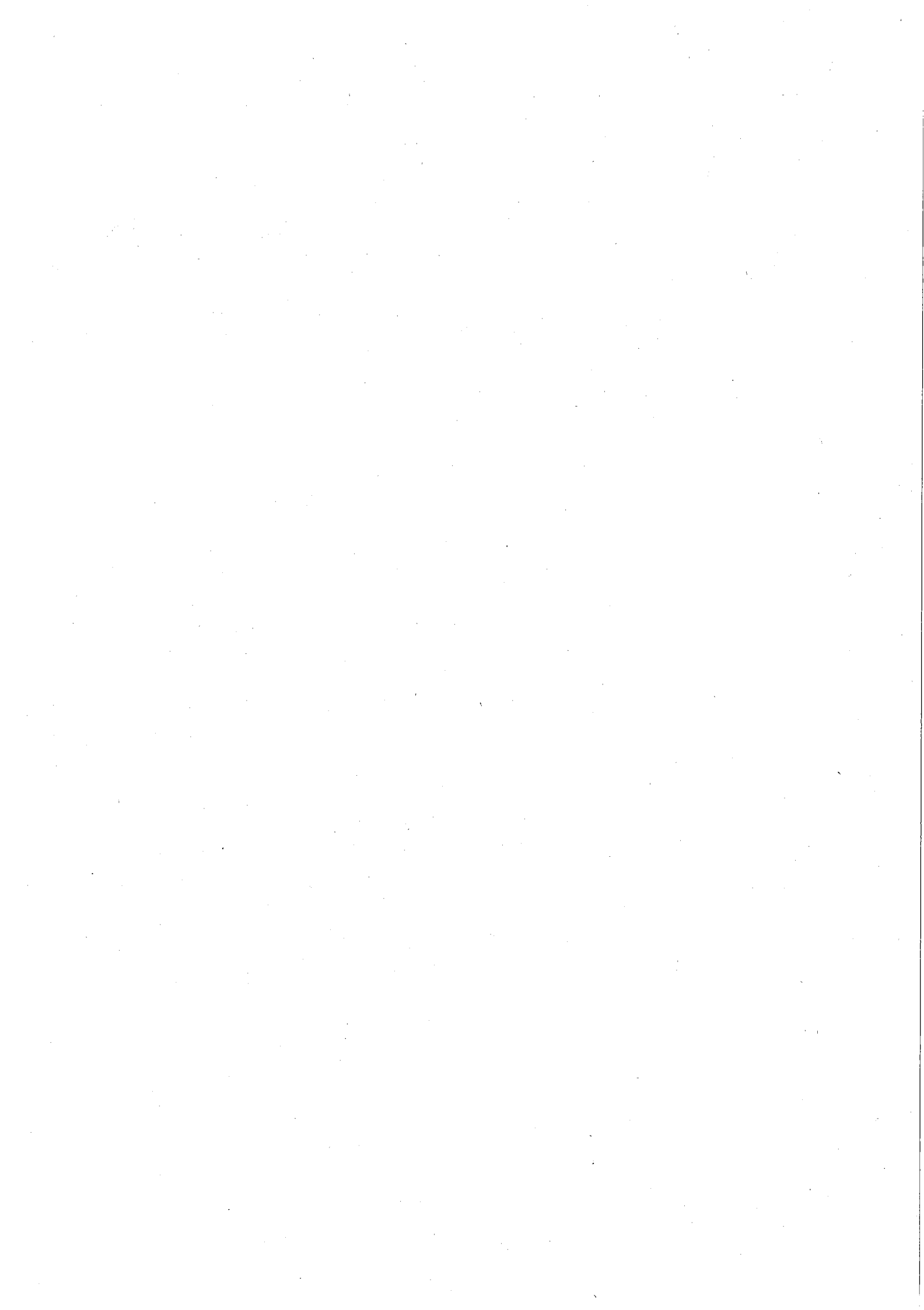
⇒皆さんの意見を聞いていても、多くの方は新しい美術館に対し、従来の機能のある程度備えたものというイメージを持っておられると思う。そんな中で美術館の機能をコアとサテライトに分けて立地させるような在り方まで幅を広げて提示すると、県民の理解を妨げる結果になりかねない。

従って、そのような在り方も考えられることは付記するに止め、事業計画の中でソ

フト面の展開としてそのようなことも盛り込む方向で考えたい。また、文化行政の中での位置付けや役割分担については、別途改めて考えてみたい。

(5) 今後の対応

今後、出前説明会・フォーラム等で県民へ事業計画等についてよく説明し、県民の理解を十分得た上で、構想とりまとめへと向かう。次回の検討委員会（6月頃）では、候補地評価の結果報告を受けるとともに、基本構想の素案や意識調査の内容等について議論していただく。



鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討について

鳥取県立美術館の整備については、鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針に基づき従来型手法（県の直営実施）に優先してPPP/PFI手法を検討するが、その第一次検討を想定し、定量評価及び定性評価を自己評価したところ、次のとおり。
 （採用手法としてBTO方式等を想定）

1 定量評価

	従来型手法の費用等（PSO） （公共施設等の管理者等が 行う整備等（BTO等））	採用手法の費用等（候補と なるPPP/PFI手法）
整備等（建設等）	89.0億円	80.1億円
設計報酬	美術館基本構想検討委員会資料（建設費85億円）及び営繕課資料（設計（基本・実施）及び工事監理委託料4.0億円）	従来型手法より10%削減の想定 （H25・26内閣府調査の平均削減率）
運営等費用	77.8億円	70.0億円
設計報酬	美術館基本構想検討委員会資料（389百万円／年）	従来型手法より10%削減の想定 （H25・26内閣府調査の平均削減率）
運営等費用	5.6億円	6.2億円
設計報酬	美術館基本構想検討委員会資料（28百万円／年）	従来型手法より10%増加の想定 （H25・26内閣府調査の平均増加率）
運営等費用	9.5億円	16.0億円
設計報酬	89億円（整備等費用）×75%（起債充当率）×起債利率1.3%・償還期間20年の元利金等償還	公共が自ら資金調達した場合の利率に0.5%ポイントを上乘せ
運営等費用	—	0.25億円
設計報酬	—	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用
運営等費用	—	0.03億円
設計報酬	—	各年度の損益に法人実効税率32.11%を乗じて算出
運営等費用	—	0.06億円
設計報酬	—	EIRR（資本金に対する配当等の利回り）が5%確保されることを想定
合計	170.7億円	160.3億円
合計（割引価値）	136.9億円	123.8億円
財政負担削減率		VFMは13.1億円 9.5%
その他 （割引率等）	事業期間20年間 割引率2.6%	

2 定性評価

項 目	内 容
<p>a 住民サービスの向上</p> <p>（民間能力の活用により、多様なニーズに対応した事業実施など、住民サービス向上が見込まれるか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のノウハウやネットワークの活用により、利用者にとって魅力的で多彩な事業展開、接遇改善による施設の魅力向上等が図られ、利用者ニーズに応じた低廉で良質なサービス提供が可能になると期待。
<p>b 管理運営の効率化</p> <p>（民間の業務運営手法を活用した迅速な業務処理により、管理運営の効率化が見込まれるか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設から管理運営まで一括して民間事業者に任せるため、各業務毎に発注する場合に比べ、迅速な事務処理による管理運営の効率化を期待。 ・事業の計画段階で予め発生リスクを想定し、その責任分担を公共及び民間事業者の間で明確にすることで、問題発生時の迅速・適切な対応が可能となるので、業務の円滑遂行や安定した事業運営を期待。
<p>c 新たな発想の活用</p> <p>（新たな発想（事業計画）による事業展開、利用促進が見込まれるか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のノウハウやネットワークを活用した事業者の創意工夫等により、年度予算に縛られずに、集客力のある事業を展開したり、広報宣伝を強化することが可能となるので、施設の魅力を向上させて利用を促進し、収益を増加させることも期待。
<p>d 施設の目的・機能</p> <p>（利用者の安心感や信頼性の確保、所有する情報の保護、市町村との連携等を図る観点から見て、施設の目的・機能は十分に達成・発揮されるか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当初から、公共施設としての目的・機能や官民の役割分担が明確に示されるとともに、その後も、事業の実施状況、提供サービスの水準が厳しくモニタリングされるので、美術館の目的・機能が十分に達成・発揮されると期待。 ・学芸部門の業務には、長期的な視点による継続的・戦略的な対応が必要とされるものが多い。それを管理期間が限られる民間事業者が行うことになると、管理期間中の集客増やコスト削減等を重視する余り継続的・戦略的な対応が疎かとなり、それによって担保される美術館の本来の目的・機能が十分に達成・発揮できなくなる恐れがある。
<p>e 県の関与の必要性</p> <p>（行政機関としての性格が強く、直営で行うべきもの又は施設目的の再検討により県の直接関与を強めるべきものではないか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館の業務は、基本的に公権力の行使に係るものではなく、その意味で行政直営が求められるものではないが、社会教育施設としての公共的使命に鑑み、営利性については抑制すべき面も多い。収益増加等に結び付かない事業、業務、仕組み等が維持されるよう、ある程度の県の関与は必要だが、今より関与を強めるべきということはない。
<p>f 個別の法律による制約</p> <p>（個別の法律により管理主体に対する制約が大きいものではないか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館法上の(登録)博物館であるためには、同法の制約を受けるが、その制約はそれほど厳しいものではない。

鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針

平成28年3月29日

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP／PFI手法を本県においても取り入れていく必要がある。

本県では、平成17年度から公の施設の管理手法として指定管理者制度を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、県民サービスの質の向上を図っているところであるが、今後、PFI手法も含めた民間活力をさらに取り入れた事業手法の積極的な検討と適切な活用を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法（県の直営実施）に優先してPPP／PFI手法を検討することとし、本方針に基づき、全庁的な取組を進めることとする。

1 検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。）については、PPP／PFIの活用を検討することとする。

- ①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修）
- ②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等）

なお、上記基準に関わらず、以下の事業については、検討の対象から除くことができるものとする。

- ①災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ②民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の土木インフラ整備事業等（有料道路等を除く）

また、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP／PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

2 検討方法

PPP／PFI手法の活用検討に当たっては、以下の流れで実施する。

(1) 事業担当部局から総務部への協議

PPP／PFI手法の活用にあたっては、実施検討から事業実施までに複数年を要することが一般的であるため、対象事業となりうる事業については、基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に総務部（行財政改革局業務効率推進課）へ協議することとする。

(2) 適切な手法の選択

検討対象事業について、次の(3)第一次検討又は(4)第二次検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、指定管理者制度等の活用が適切と認められる場合においては、第一次検討及び第二次検討を経ることなく、当該手法の活用を決定することができるものとする。

(3) 第一次検討の実施

検討対象事業について、庁内での定量評価及び定性評価により、PPP/PFI手法の活用について検討を実施する。

ア 定量評価（費用総額の比較による評価）

直営で公共施設等の整備を行う従来型手法による場合と、PPP/PFIを活用した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

- a 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- b 公共施設等の運営等の費用
- c 民間事業者の適正な利益及び配当
- d 調査に要する費用
- e 資金調達に要する費用
- f 利用料金収入

なお、第一次検討は、できるだけ簡便な方法で実施することが望ましいため、過去の整備事例や類似施設の経費を参考に費用を算出することとする。

また、この比較に当たっては、PPP/PFI手法の活用について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえるものとする。

イ 定性評価

主に以下の視点で、PPP/PFI手法活用の適性を評価する。

- a 住民サービスの向上
- b 管理運営の効率化
- c 新たな発想の活用
- d 施設の目的・機能
- e 県の関与の必要性
- f 個別の法律による制約

(4) 第二次検討の実施

第一次検討において、PPP/PFI手法の活用が適しないと判断された事業以外の事業を対象として、第二次検討を行い、改めてPPP/PFIの活用の適否を評価するものとする。

第二次検討においては、専門的な外部アドバイザーを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を活用した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

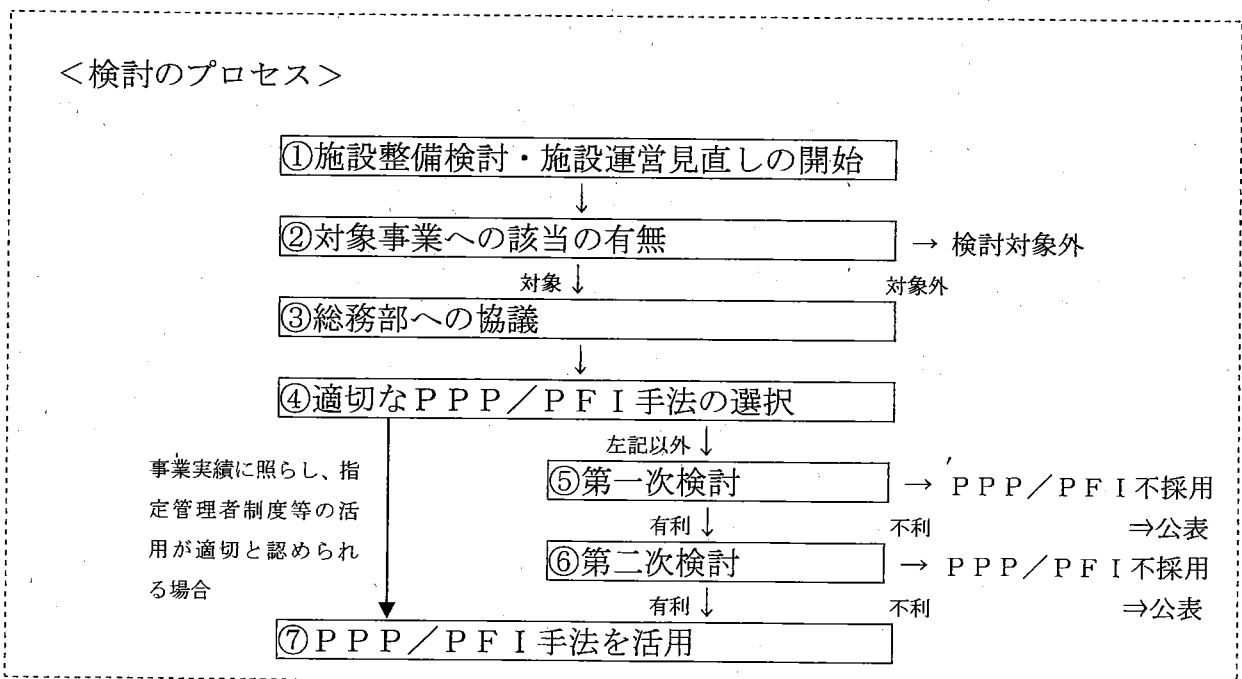
3 検討体制

副知事を座長とし、各部局長等で構成する「県有施設・資産有効活用戦略会議」を設置し、検討を実施する。

4 検討結果の公表

第一次検討又は第二次検討でPPP/PFI手法の活用に適しないと評価した場合は、活用しないこととした旨及び評価内容をインターネット上で公開するものとする。

また、PFI手法を活用することとした場合、速やかに実施方針の策定及び公表を行うものとする。



参考 PFI 事業全体の流れ

※太枠部分が「本方針」で定める手続である。

プロセス	手続	標準的な 所要期間	年度	
特定事業の選定 (PFI事業実施 決定)	①事業の発案(活用 の検討)	○事業の発案 ○第一次検討(庁内での定量的・定 性的な検討) ○導入可能性調査経費の予算措置	6ヶ月 ～1年	1
		○第二次検討(専門的な外部アドバ イザーによる導入可能性調査)	6ヶ月 ～1年	2
	②実施方針の策定 及び公表	○実施方針の策定	3～4ヶ月	3
		○実施方針の公表 ○実施方針説明会の開催	1～2ヶ月	
	③特定事業の評 価・選定、公表	○特定事業の評価・選定 ○債務負担行為の設定 ※議会議決 ○選定結果等の公表	2～3ヶ月	
	民間事業者の募集 及び選定等	④民間事業者の募 集、評価・選定、 公表	○公募関係書類の作成	3～4ヶ月
○入札公告(公募) ○説明会の開催 ○民間事業者選定			5～6ヶ月	
⑤事業契約等の 締結等		○仮契約の締結 ○事業契約等の締結 ※議会議決 ○事業契約等の公表	3ヶ月	
PFI事業の実施	⑥事業の実施(設 計・建設・運営)、 監視等	○事業の実施、監視 ○監視結果の公表		
	⑦事業の終了	○契約で定めた土地等の明渡し等		